規則

○国家公安委員会規則第一号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第七十条及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、警察官の服制に関する規則及び警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年二月八日

国家公安委員会委員長　山本　順三

警察官の服制に関する規則及び警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部を改正する規則

（警察官の服制に関する規則の一部改正）

第一条　警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
別表（第二条関係） 一　男性警察官	**別表**（第二条関係） 一　男性警察官
［略］	［同上］
帯革　色　黒色とする。 材質　牛革とする。ただし、本帯の裏面及び手錠入れにあつては合成皮革、拳銃用調整具及び拳銃入れにあつては樹脂とすることができる。 制式　1　遊革及び日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。 2　本帯に拳銃用調整具、留め革、手錠入れ及び警棒つりを通す。 3　拳銃用調整具に留め金で拳銃入れを留める。 4　形状は、図十三のとおりとする。	帯革　色　黒色とする。 材質　牛革とする。ただし、本帯の裏面及び手錠入れにあつては合成皮革とすることができる。 制式　1　遊革及び日章を桜で囲んだ記章を入れた銀色の金属製バックルを付ける。 2　本帯に拳銃用調整具、留め革、手錠入れ及び警棒つりを通す。 3　拳銃用調整具に留め金で拳銃入れを留める。 4　形状は、図十三のとおりとする。
［略］	［同上］
備考　［略］	備考　［同上］
［図一～図十二　略］	［図一～図十二　同上］